

プログラミング授業委託
プロポーザル実施要領
仕様書

1. 業務概要

仕様書（6ページ以降）を参照のこと

2. 履行期間

契約の日 から 令和6年3月22日

3. 見積もり限度額（消費税及び地方消費税込み）

1,650,000円

4. 参加資格要件

プロポーザルに参加する者は、本事業の目的を理解し、参加資格審査申請日から本契約締結日までの間において、次に掲げる項目をすべて満たす者であること。

- (1) 営業に関し、法令等の規定により許可、登録、認可等を必要とする場合は、申請時においてそれらを受けている者
- (2) 国税及び地方税を滞納していない者
- (3) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険（以下「社会保険等」という。）に加入している者又は社会保険等の適用を除外されている者
- (4) 地方自治法施行令第167条の4（第167条の11第1項において準用する場合を含む。）第1項の欠格規定に該当しない者（契約を締結する能力を有しない者でないこと、破産者で復権を得ない者でないこと。）
- (5) 地方自治法施行令第167条の4（第167条の11第1項において準用する場合を含む。）第2項各号のいずれかに該当すると認められる者でないこと、及び該当する事実があった日から2年経過していない者でないこと
- (6) 次のいずれにも該当しない者
 - ① 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者
 - ② 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

- ③ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者
- ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(7) 葛城市の指名停止措置をうけていないこと

5. 参加資格審査

(1) 提出書類

※葛城市指名登録業者である場合は①の提出のみで可とします。

- ①参加申請書（様式第1号）
- ②商業登記簿謄本（写し）又は履歴事項全部証明書（写し）……管轄の法務局で発行
- ③印鑑証明書（写し）……法務局で発行
- ④誓約書 兼 同意書
- ⑤事業者概要（任意様式）
- ⑥納税関係書類（発行から3ヶ月以内のもの）

すべての税目について未納又は滞納がない旨の証明書

【A：市内本店業者及び市内に営業所等のある業者】

⇒市税・県税・国税（消費税及び地方消費税を含む）

【B：県内業者及び県内に委任を受けた支店・営業所等のある県外本店業者】

⇒県税・国税（消費税及び地方消費税を含む）

【C：県外業者】

⇒国税（消費税及び地方消費税を含む）

※代表者が市内在住の場合は、代表者個人にかかる市税についても納税証明書が必要です。

※市税の納税証明書は必ず原本（写し不可）を添付してください。

※国税は、所轄税務署発行の納税証明書(様式その3の2[申告所得税]又はその3の3[法人税])を添付してください。（指定様式以外の証明書不可）

(2) 提出期限 令和5年11月17日（金）17時（必着）

(3) 提出方法 持参もしくは郵送による。

(4) 提出先 〒639-2197 奈良県葛城市長尾85番地(葛城市役所當麻庁舎2階)
葛城市教育委員会 学校教育課 TEL 0745-44-5108

(5) 質問の受付及び回答

質問期限：令和5年11月13日(月)13時

方法：郵送またはFAXにより、書面で提出してください。

回答予定：随時～令和5年11月14日(火)17時

方法：FAXにて

6. 参加資格審査の結果通知

通知日：随時～令和5年11月22日(水)まで

通知方法：電話にて通知後、書類を郵送させていただきます。

【以降、参加資格審査を通過した参加者が対象です】

7. 提出資料

(1) 提出資料

① 見積書

仕様書に記載されている事項を実施するにあたり必要となる費用総額を税抜、税込みでそれぞれ記載すること。

② 提案資料

別紙「評価シート」に基づく説明資料

(2) 必要部数 8部

(3) 提出期限 令和5年12月7日(木)

(4) 提出方法 持参もしくは郵送による。

(5) 提出先 〒639-2197 奈良県葛城市長尾85番地(葛城市役所當麻庁舎2階)
葛城市教育委員会 学校教育課 TEL 0745-44-5108

8. 審査方法

審査は1次審査(書類審査)と2次審査(プレゼンテーション)に分けて行う。いずれも非公開とし、審査内容及び審査結果に関する問い合わせ、異議申し立ては一切できないものとする。

(1) 1次審査（30点満点）

提出書類①について、合計金額により採点を行う。

評価方法：下記により計算する。

- ・最低見積価格者の得点を30点とする。
- ・その他の者は下記の計算結果に応じた得点（小数点以下四捨五入）とする。

「点数 = 30点 × (最低見積価格※1 / 見積価格※2)」

※1 最低見積価格：全提案者中最も低い見積価格

※2 見積価格：当該提案者の見積価格

(2) 2次審査（570点満点）

プレゼンテーション審査を行い、1次審査との合計点の高い順から受託候補者及び次点候補者を選定する。

(ア) 実施場所 當麻図書館 2階会議室

(イ) 実施日時 令和5年12月13日（水）予定 ※詳細の日時は別途連絡します。

(ウ) 時間配分 30分（プレゼンテーション 20分、質疑応答 10分）

(エ) 実施方法

- ① 資料はプレゼンテーション開始前に当市で配布します。
- ② 資料の追加は認めません。
- ③ プレゼンテーションは、提出いただいた資料をもとに行っていただきます。
- ④ 説明にあたっては、パソコン等端末及びプロジェクター（パワーポイント等）の使用を認めます。その場合、必要な機材の用意は提案者側でお願いしますが、スクリーン、プロジェクター、接続ケーブル（HDMI、D-sub）は当市で準備することも可能です。
- ⑤ プレゼン終了5分前、質疑終了5分前にその旨告知します。

(オ) 特記事項

交通事情など、やむを得ない事由により指定時間までに来所できない場合は事務局に電話連絡をしてください。その事由を証明する書類を書面の提出により、実施時間を変更します。

9. 受託候補者の決定

- (1) 審査終了後、速やかに1次審査と2次審査の得点の合計を評価点として決定し、その結果、最も評価点が高い事業者を優先交渉権者として決定するものとします。なお、評価点の最も高い事業者が2者以上あるときは、くじ引きにより受託候補者を決定するものとします。
- (2) 優先交渉権者が契約を締結しない場合、評価点の順位に従い、次の優先交渉権者を決定するものとします。

10. 審査の結果通知

通知日 : 令和5年12月18日(月) 予定

通知方法 : 電話にて通知後、書類を郵送させていただきます。

11. 失格事項

- (1) 資格要件を欠くもの
- (2) 提出書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (3) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (4) 見積額が“3. 見積もり限度額”を超過したもの
- (5) 評価点数が基準点を満たさなかったもの
- (6) その他不正行為を行ったもの

12. 参加辞退

辞退する理由を記載した辞退届(様式は任意)を提出すること。

13. その他

- (1) 本プロポーザルへの参加に要した費用は全て、参加した事業者の負担とします。
- (2) 参加業者が1社のみとなった場合もプロポーザルを実施し、本業務にふさわしいと判断される場合は契約することがあります。
- (3) 本プロポーザルの実施スケジュールが変動する可能性があることに留意すること。

14. 連絡先

葛城市教育委員会 学校教育課 担当 金森・濱田

葛城市長尾85番地 TEL: 0745-44-5108 FAX: 0745-48-3200

仕 様 書

1. 事業名

プログラミング授業委託

2. 目的

児童がプログラミングを体験しながら、コンピューターに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身につけるための学習活動の支援を委託するもの。

3. 対象児童、学校

葛城市立小学校（5校）の6年生が対象。（※クラス数及び児童数等は【別表】を参照のこと。）

4. 実施場所

葛城市立小学校（5校）の各体育館、又は各校が指定する場所。

5. 履行期間

契約の日 ～ 令和6年3月22日

履行期間内に1時限（コマ）45分の授業を各クラス3回実施する前提で授業を計画すること。

実施日については学校スケジュールに併せて柔軟に対応すること。

6. 委託内容

「7. 授業内容」にて後述するプログラミング授業の支援を委託する。想定する主要な業務は以下のとおり。

- ・授業内容及び実施スケジュールを立案する。
- ・授業を実施する各小学校の教諭へ、授業の進め方や機器の使い方に関する研修を行う。
※学校ごとに1回、2時間程度。小学校5校で計10時間程度。
- ・研修内容をまとめた資料を作成し、各小学校へ配布する。
- ・授業当日に現地にて授業のサポートを行う。

7. 授業内容

新小学校学習指導要領におけるプログラミング教育の趣旨に沿った小学校6年生を対象とした以下の内容を含む授業。なお、具体的な授業内容については提案事項とする。

- ・各小学校に配置している学習用教材「アーテックロボ2.0（小学校推奨セット）」を活用し、実体験を伴うプログラミング（スクラッチ等）の実践、理解。
（※各学校の学習用教材保有数は【別表】を参照のこと。）
- ・プログラミング的思考力、行動力、コミュニケーション能力の育成。
- ・子どもたちを十分楽しませるものであること。

8. 時間割	1 時間目	8 : 4 0 ~ 9 : 2 5
	2 時間目	9 : 3 5 ~ 1 0 : 2 0
	3 時間目	1 0 : 4 0 ~ 1 1 : 2 5
	4 時間目	1 1 : 3 5 ~ 1 2 : 2 0
	5 時間目	1 3 : 5 5 ~ 1 4 : 4 0
	6 時間目	1 4 : 5 0 ~ 1 5 : 3 5

※時間は参考です。学校によって多少前後しますのでご注意ください。

※上記の条件を満たす範囲で可能であれば、2クラスを同時に行うこととしても構いません。

9. 講師派遣の要件

講師派遣は以下の要件を満たすこと。

- ・新小学校学習指導要領におけるプログラミング教育の趣旨を理解していること。
- ・プログラミング教育での十分な活動経験があること。
- ・プログラミング（スクラッチ等）での教育を行った経験があること。

10. その他

(1) 秘密保持について

受注者は本委託事業の実施に際し知り得た事項を他にもらしてはならない。

(2) 個人情報の保護

受注者は本委託事業にかかる個人情報の取扱いについては、葛城市個人情報保護条例を遵守しなければならない。

(3) その他

- ①本仕様書に定めのない事項、その他不明な点等については、本校担当者の指示に従う事とする。
- ②原則として、受注者は本業務の全部、または一部を他の業者に再委託してはならない。再委託が必要であると判断した場合は、発注者と協議するものとする。
- ③本業務に関連して受注者側に発生した旅費・交通費、通信費、雑費その他費用は受注者の負担とする。

【別表】

学校名	住所	クラス数	児童数	学習用教材 保有数
新庄小学校	葛城市南道穂 176 番地 1	4	1 2 9	4 0
忍海小学校	葛城市忍海 338 番地 1	2	5 3	2 0
新庄北小学校	葛城市疋田 612 番地	2	3 7	2 0
磐城小学校	葛城市南今市 61 番地	3	1 1 0	3 0
當麻小学校	葛城市染野 32 番地	2	4 7	2 0
計		1 3	3 7 6	1 3 0